

生物多様性条約における 環境アセスメントとミティゲーションの位置付けに関する研究

田中 章研究室

0231144 長倉恵美子

指導教授
承認印

第1章 研究の背景と目的

生物多様性条約は、ラムサール条約など特定の地域・種の保全の取り組みだけでは生物多様性の保全は図れないとの認識から、包括的な枠組みとして1992年に採択された。2002年の第6回締約国会議で環境アセスメントと戦略的環境アセスメントのガイドラインが採択された。環境アセスメントは計画の支援と開発実施の重要な意思決定のツールとして認識され、その重要性が認められている。

日本では2002年に新・生物多様性国家戦略が策定された。環境アセスメントの充実として影響の予測手法や環境影響の回避・低減・代償措置を含む環境保全措置（ミティゲーション）のための技術的・制度的手法を向上させていくとしている。また、環境影響評価法について、回避・低減を優先して検討した上でもなお残る環境影響について、代償措置の検討が行われるべきであるという考え方が十分に周知される必要があるという課題が指摘されている。

日本は締約国として生物多様性の保全に取り組んでいく必要がある。そこで本研究では、日本の環境アセスメントの充実に向け、締約国に求められている環境アセスメントとミティゲーションの内容を明らかにすることを目的とした。

第2章 研究方法

生物多様性条約、環境アセスメントとミティゲーションの位置付けについて調査した。文献調査とインターネットを用いて調査した。研究期間は2005年11月～2006年1月まで。

第3章 研究結果

第1節 生物多様性条約

1. 生物多様性条約の概要

生物多様性条約はUNEP (United Nations Environment Programme) を中心に、1992年にブラジルで開催された地球サミットで採択され、1993年に発効となった。2005年12月の時点で188ヶ国が加盟している。生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公平かつ衡平な配分を目的としていた。42の条文により構成され、「生物多様性」は第2条で「陸地、海洋、その他の水界生態系、それらを複合した生態系における生物の間の変異性を意味し、種内の多様性、種間の多様性、生態系の多様性を含む」と定義されていた。生物多様性国家戦略の策定、環境アセスメント等の実施が規定された。

2. 締約国会議および科学技術上の助言に関する補助機関

締約国会議は第23条により設置、通常会議が7回、臨時会議が1回行われ、182の決議が採択された。内容は、生物多様性に関する科学上及び技術上の助言の検討、議定書の検討及び採択、条約やその付随書の改正の検討と採択等であった。オブザーバーとして国際連合、その専門機関及び国際原子力機関、関連のある分野において認められた団体や機関が会議に参加することが可能とされていた。

科学技術上の助言に関する補助機関 (Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice、以下SBSTTA) は第25条により設置され、これまでに11回の会合が開かれ、106の提案を締約国会議に提出していた。機関の機能は生物多様性の現状評価の提供、締約国会議からSBSTTAへの質問の返答、条約の規定に従って取られる方策の評価であった。

3. 日本の取り組み

1992年に地球サミットで署名、1993年に批准。1995年に第6条に基づき生物多様性国家戦略を策定した。その後、5年を目途に見直しを行うとし、2001年より見直しが行われ、2002年に新・生物多様性国家戦略が策定された。条約事務局に3回にわたる国別報告書、移入種、山岳生態系、保護地

域、技術移転と協力といったテーマ別報告書を提出した。

第2節 環境アセスメントとミティゲーションの位置付け

1. 環境アセスメントとミティゲーション

第14条において「生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある締約国の事業計画に対する環境アセスメントを定める適当な手続きを導入すること」としている。決議VI/7で「環境アセスメントは提案されるプロジェクトまたは開発について、社会経済的、文化的、人間の健康の中での有益な影響と不利な影響を考慮し、予想される環境影響を評価するプロセス」とされていた。環境アセスメントの基本要素はスクリーニング、スコوپング、影響評価と複数案の開発、報告、環境影響評価書の見直し、意思決定、モニタリングの段階が必ず含むだろうとしていた。また、ミティゲーションについても第14条において「生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのある計画、政策の環境への影響について十分な考慮が払われることを確保するため、適当な措置を導入すること」とされていた。

2. 環境アセスメントガイドラインと戦略的環境アセスメントガイドライン

ガイドライン作成には国際影響評価学会とオランダ環境アセスメント委員会が協力した。環境アセスメントガイドラインの目的は生物多様性の配慮の統合、戦略的環境アセスメントガイドラインの目的は生物多様性問題の統合についての指針の提供であった。対象者は国内当局、地域当局、国際機関といった関係者とされていた。

3. ケーススタディの分析

条約事務局ホームページ上のデータベースには影響評価に関する82件のケーススタディが登録されていた。情報の種類としては学術論文、ワークショップ文書、ガイドライン等があった。環境アセスメント、戦略的環境アセスメント等の事例が紹介されていた。地域別の事例の件数としては、西欧諸国、アフリカ、アジア太平洋地域の順であった。締約国と他の政府機関は、関連するケーススタディの寄稿を強く要請されていた。

第4章 結論

影響評価は生物多様性条約の中で横断的問題の一つとされ、UNEP、IUCN、国際影響評価学会など幅広いパートナーと協力している。環境アセスメントとミティゲーションは生物多様性条約第14条で必要に応じてできる限りすべきであるとしている。また、決議VI/7で締約国は第14条の実施に関連してガイドラインを適用することを強く要請されている。日本は生物多様性の保全を考慮した環境アセスメントの一層の充実が必要となる。

第5章 考察

締約国会議の決議、ケーススタディ等は条約事務局のホームページからダウンロードが可能であり、積極的な情報公開の姿勢がうかがえた。第7回締約国会議では他の条約や国際機関との協力が議題とされていた。具体的にワシントン条約、ラムサール条約、ボン条約、世界遺産条約の名前が挙がっていた。これらの条約における環境アセスメントとミティゲーションの位置付けについても調査する必要があると考えられる。

主要引用文献

Secretariat of the Convention on Biological Diversity (2001) “Handbook of the Convention on Biological Diversity” Earthcan Publications, London, 690pp.

表1 影響評価に関する決議

西暦	決議	内容
1998年	IV/10	事務局に SBSSTA による環境アセスメントや戦略的環境アセスメント等の総合的な報告書を要請
2000年	V/5	影響評価に関する情報とケーススタディに関する要求を繰り返す
	V/18	SBSSTAに第6回締約国会議までにガイドラインの作成を要請
2002年	VI/7	ガイドラインを採択し、さらに発展させることを決定
	VI/22	締約国、政府、機関にガイドラインの適用を強く要請
2004年	VII/7	締約国に現在の経験に基づくケーススタディの寄稿を強く要請
	VII/10	SBSSTA が国際影響評価学会と協力してガイドラインを検討し、締約国会議が採択

表2 各ガイドラインの内容

名称	内容
環境アセスメントガイドライン 第4版(2005年7月)	環境アセスメントのプロセスの段階 環境アセスメントの各段階での生物多様性問題 生物多様性のためのスクリーニング基準 生態系の指標となるリスト 生物多様性の特徴
戦略的環境アセスメントガイドライン 第7版(2005年7月)	戦略的環境アセスメントについて 意思決定における生物多様性への特別な注意 生物多様性問題に関係する事柄 生物多様性の位置付け